

仕様書

I 業務名

令和8年度「食」による旅行需要平準化事業委託業務

II 業務目的

宿泊業は、繁閑の差が大きく、経済状況や感染症の流行、国際情勢などによる観光需要の影響を受けやすい業界である。

一方で、昨年大手旅行雑誌の調査では、「地元ならではのおいしい食べ物があった」部門で8度目の第1位を獲得するなど、高知の「食」は、全国的に高い評価を受けている。

この事業では、観光需要が高まり多くの来県が見込まれるよさこい高知文化祭2026期間及び冬の閑散期において、本県の強みである「食」を活用し、県内の宿泊施設において、地域ならではの食材や季節ごとの旬の食材を生かしたメニューを提供するキャンペーンを展開することにより、高知の食の認知度向上に加え、年間を通じた旅行需要の底上げや閑散期対策を進め、旅行需要の平準化を図ることを目的とする。

III 業務内容

令和8年10月23日(金)から令和9年2月18日(木)までの期間、県内の宿泊施設が、テーマに沿った食事を提供するキャンペーン(以下、「高知の食キャンペーン」という。)を実施する。テーマ食材は「高知の肉及び柑橘」とする。

受託者は、次の業務を行うこと。

(1) キャンペーン名称及びロゴの作成

高知の食キャンペーンの実施に当たり、キャンペーン名称及び統一的に使用するロゴを作成すること。なお、キャンペーン名称は令和9年度以降も使用することを想定している。

(2) 参画宿泊施設のとりのまとめ

受託者は、委託者が指定する宿泊施設(高知県旅館ホテル生活衛生同業組合の参画宿泊施設(200施設程度))に対して、委託者が指定するテーマ食材を示すとともに、郵送により高知の食キャンペーンに参画する宿泊施設を募集すること。回答はFAX、電子メール又はオンライン回答フォームで受け付けること。

(3) 特設ページによる情報発信

どっぷり高知旅キャンペーンホームページ内で、テーマ食材、(6)の特典の内容、参画宿泊施設へのリンク、提供期間及び対象メニュー写真等を掲載する

特設ページを作成し、令和8年9月18日（金）までに公開すること。なお、特設ページの掲載内容については、本キャンペーンに参画する宿泊施設に対して確認を行うこと。

特設ページの公開日までに、全ての参画宿泊施設における対象メニュー写真、提供期間等の情報を掲載することが困難である場合は、当該情報が分かり次第、特設ページの内容を随時更新すること。

(4) ポスター及びチラシの制作、印刷及び発送

①ポスター及びチラシの制作

ポスター及びチラシの構成・レイアウト等を含む。

②ポスター及びチラシの印刷

ポスター…A2カラー、150部を印刷すること。

チラシ…A4両面カラー、10,000部を印刷すること。

③ポスター、チラシ等の発送

委託者が指定する施設（計119先）に対し、令和8年9月18日（金）までにポスター及びチラシを送付すること。なお、ポスターは折らずに発送すること。

(5) 旅行検討者への訴求

本県への旅行を検討している方に対して、本県を旅行先として選んでもらうための取組を実施すること。この項目は、受託者の提案によるものとし、次のような特典を想定

①OTAサイト内に、本県の「食」の魅力を訴求する特設ページを製作

②Web広告や自社オウンドメディアを通して本県の「食」の魅力を訴求

(6) 特典の実施

高知の食キャンペーンによる県内宿泊施設での宿泊を促進するため、宿泊客に対する特典を実施すること。この項目は、受託者の提案によるものとし、次のような特典を想定しているが、①については提案を必須とする。

①対象となる食事をした宿泊客中から抽選で県産品をプレゼントする

②OTAクーポンの付与を行う

なお、特典の実施に係る費用は、全て本事業費の中から支出すること。

(7) 生産者訪問ツアーの実施

宿泊施設から、テーマ食材について産地視察の希望があった場合、一般財団法人高知県地産外商公社と連携し、日程調整や旅費の支給などの段取りを行うこと。なお、当初契約時には宿泊施設からの希望の有無が不明であるため、当初契約時には生産者訪問ツアーに係る費用は計上せず、実施することとなった場合には変更契約により精算することとする。

(8) 事務局業務

高知の食キャンペーンに係る事務局を設置し、参画宿泊施設のとりまとめ、宿泊施設からの問い合わせ対応等の業務を行うこと。

IV 成果物

受託者は、業務が完了したときは、次の内容を含む業務完了報告書を作成し、提出すること。

- (1) キャンペーンロゴのデータ
- (2) 参画宿泊施設一覧表（対象メニュー、提供期間等を含む。）
- (3) ポスター及びチラシ1部ずつ
- (4) 受託者提案事業（旅行検討者への訴求及び特典）の実施状況（自由様式）

V その他

- (1) 本委託業務を実施するに当たり、委託者、高知県旅館ホテル生活衛生同業組合、宿泊事業者などの関係者と十分な連携を行うこと。
- (2) 本委託業務の実施に当たり必要となる官公庁等への許諾等に関する申請書類や、会場利用のための申請書類の作成提出等の業務は受託者が行うこと。
- (3) 事業の実施に当たっては、契約日から1週間以内に、運営体制図と事業計画書を作成し、委託者に提出すること。また、委託者からの求めに応じて、業務計画の進捗状況を都度報告すること。
- (4) 本委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。
- (5) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、委託者と受託者とが協議のうえ定めること。

VI 業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで